

社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会指定介護予防支援事業所運営規程

令和4年5月27日制定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会が設置する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために職員の職種、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師等、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心理の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の予防介護サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吉岡町地域包括支援センター
 - (2) 所在地 北群馬郡吉岡町南下1, 333番地の4
- (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理を一元的に行う。
- (2) 担当職員 3名以上
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法と内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は、事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防支援サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号第29条から第31条）に従って実施する。

（利用料等）

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額及び吉岡町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額とし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料を徴収しないものとする。

（通常の実業の実施地域）

第8条 通常の実業の実施地域は、吉岡町の区域とする。

（事故発生時の対応）

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに町、利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（相談苦情等の受け付けについて）

第10条 事業者は、提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント又はサービスに関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため責任者を設置し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供中に、担当職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報するものとする。

(従業者の健康管理)

第12条 事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業者は、担当職員の資格的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業者は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効果的に指定介護支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮するものとする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人吉

岡町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。